

●【公布された条例等のあらまし】

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（条例第三十九号）

一 設置

広域的な物資の輸送拠点としての活用を図り、もって本県の災害時の円滑な防災活動に資するとともに、県民の健康の保持及び増進その他の県民の福祉の向上に寄与するため、徳島県立東部防災館（以下「東部防災館」という。）を徳島市東沖洲一丁目に設置することとした。

二 業務

東部防災館は、一の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。

- 1 災害時において必要となる物資の集積及び配送を行うこと。
- 2 防災に関する意識の啓発及び知識の普及を行うこと。
- 3 メインコートその他の施設を利用に供すること。
- 4 子育て支援に関すること。
- 5 その他東部防災館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

三 指定管理者による管理

知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に東部防災館の管理を行わせるものとすることとした。

四 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うものとすることとした。

- 1 二の1に掲げる業務のうち知事が必要と認める業務
- 2 二の2から5までに掲げる業務
- 3 東部防災館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- 4 六の利用の許可に関する業務
- 5 九の利用料金に関する業務
- 6 その他東部防災館の管理に関し知事が必要と認める業務

五 休館日等

東部防災館の休館日及び供用時間を定めることとした。

六 利用の許可

東部防災館を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならないこととした。

七 利用の許可の制限等

利用の許可の制限、利用の許可の取消し等及び入館の禁止等について所要の規定を設けることとした。

八 原状回復

利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、東部防災館の利用が終わったとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに、その利用に係る施設等を原状に回復しなければならないこととした。

九 利用料金

- 1 利用者は、東部防災館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管

理者に支払わなければならないこととした。

2 利用料金の額の定め方等について定めることとした。

十 その他

指定管理者の指定の取消し等の際の措置、損害の賠償及び規則への委任について所要の規定を設けることとした。

十一 施行期日

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● 徳島県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 徳島県立自然公園の特別地域内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為であつて、徳島県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとした。

二 徳島県立自然公園の特別地域内における許可を要する行為に係る罰則を引き上げることとした。

三 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行うこととした。

四 公園管理団体として指定する法人が行う業務を見直すこととした。

五 その他所要の整備を行うこととした。

六 この条例は、令和五年一月一日から施行することとした。

● 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第四十一号）

一 次に掲げる条例について、職員の定年の段階的な引き上げ及び年齢六十年を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の措置の実施並びに地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

1 職員の定年等に関する条例

2 職員の給与に関する条例

3 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

4 職員の分限に関する条例

5 職員の懲戒に関する条例

6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

8 職員の育児休業等に関する条例

9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

10 職員の特殊勤務手当に関する条例

11 職員の高齢者部分休業に関する条例

12 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

13 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

14 職員の退職手当に関する条例

二 職員の再任用に関する条例は、廃止することとした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、四の一部については、公布の日から施行することとした。

四 一の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）

- 一 定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定めることとした。
- 二 当分の間、職員が六十歳（一部の職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例等の規定の例により企業局長が定めることとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）

- 一 定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定めることとした。
- 二 当分の間、職員が六十歳（一部の職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例等の規定の例により病院事業管理者が定めることとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第四十四号）

- 一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例**（条例第四十五号）

- 一 次に掲げる条例について、年齢六十年を超える学校職員に係る給与に関する特例を設ける等の措置の実施及び定年前再任用短時間勤務学校職員の給与に係る所要の改正を行うこととした。

1 徳島県学校職員給与条例

2 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

4 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例

- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 三 一の1及び2について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第四十六号）

- 一 普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査等に係る手数料を廃止することとした。

- 二 その他所要の整理を行うこととした。

- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十七号）

- 一 次に掲げる条例について、年齢六十年を超える警察職員に係る給与に関する特例を設ける等の措置の実施及び定年前再任用短時間勤務警察職員の給与に係る所要の改正を行うこととした。

1 徳島県地方警察職員の給与に関する条例

2 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）**

一 徳島県立自然公園条例の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 建築基準法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和五年一月一日から施行することとした。ただし、二及び三については、公布の日から施行することとした。